1. 構造計算書偽装事件の概要と物件調査等の状況

国土交通省においては、指定確認検査機関イーホームズ㈱から、建築確認時に添付された構造計算書の偽装の可能性について報告を受け、平成17年10月28日から調査を進めたところ、同年11月16日までに、偽装が事実であること、また、偽装された構造計算書に基づき建築物が建築された場合、耐震性に大きな問題があることが判明した。このため、同年11月17日、事案の内容を公表した。構造計算書を偽装したのは、構造設計を下請けした姉歯元一級建築士(千葉県市川市;平成17年12月7日付けで免許取消処分)であった。また、元請けの建築士や建築確認を行った6指定確認検査機関(57物件)、29特定行政庁(42物件)においても、偽装であることが見過ごされていた。

(1) 構造計算書偽装物件等に係る調査の状況

姉歯元一級建築士や姉歯元一級建築士偽装物件関係業者の関与物件等について、偽装の有無や偽装物件の耐震性に関する調査を行った結果、平成18年8月30日までに構造設計・構造計算の偽装や誤りが確認された物件は、姉歯元一級建築士が関与したもの100件(うち偽装99件)、姉歯元一級建築士の関与した偽装物件に多数関係していた業者の関与したもの8件(うち偽装3件)が報告されている。また、調査を進める中で、これらの者との関係がみられない建築士が関与した物件においても偽装等が報告されている。調査結果の概要は、下記のとおりである(平成18年8月30日現在)。

		報告結果					
	合計	誤りあり			/ 4 1++-1	計画中止.	一一一
			うち偽装あり	うち偽装なし	偽装なし	所在不明等	調査中
姉歯元一級建築士の関与物件	205件	100件	99件	1件	90件	15件	0件
姉歯元一級建築士の関与した物件 に多数関係していた業者の関与物 件	536件	8件	3件	5件	516件	8件	4件
姉歯元一級建築士の関与物件以外 で偽装が報告された北海道の浅沼 元二級建築士の関与物件	143件	35件	29件	6件	108件	-	0件
姉歯元一級建築士の関与物件以外 で偽装が報告された福岡のサムシ ング㈱の関与物件	761件	4件 (3件再掲)	4件 (3件再掲)	-	115件	ı	642件
合計		144件	132件	12件			

① 姉歯元一級建築士の関与物件

姉歯元一級建築士については、これまで 99 件の偽装が報告されている。これらは構造計算書の入力部分と出力結果を差し替えることなどにより偽装が行われ、ほとんどの物件で強度が基準を下回っており、保有水平耐力の数値 (Qu/Qun値) が 0.5 を下回る危険なものも 33 件報告されるなど、悪質な業務内容が明らかになっている。また、これら偽装物件については、元請けの建築士事務所におけるチェックもなされていなかったことが判明した。なお、姉歯元一級建築士が関与し、構造計算に誤りが報告されている1件は、構造設計も含めた設計業務を、中堅のゼネコンが行っており、

姉歯元一級建築士に作業の一部をさせていたと報告された物件であり、当該ゼネコン が設計ミスを認めている。

② 姉歯元一級建築士の関与した偽装物件に多数関係していた業者の関与物件

姉歯元一級建築士の関与した偽装物件に多数関係していたデベロッパー (㈱ヒューザー)、元請け建築士事務所 (平成設計㈱)、施工会社 (木村建設㈱)、コンサルタント会社の関与物件 (姉歯元―級建築士が構造計算をしたもの以外)計 535 件の調査においては、1 事務所 (サムシング㈱) による構造計算書の差し替え等の3物件の偽装や、4事務所による誤った構造計算が行われた5物件の、計8件が報告されている。

③ その他偽装等が報告された物件等

姉歯元一級建築士の関与物件以外で、北海道において、マンションの建築主による 自主的な販売物件の調査によって、浅沼元二級建築士が関与した物件の構造計算書に 偽装の疑義があることが判明した。北海道、札幌市等において、当該元建築士の関与 物件の調査が行われ、関与が把握された物件 143 件のうち、構造計算書の偽装 29 件、 構造計算の誤り 6 件が報告されている。

また、②の調査で偽装が判明したサムシング㈱については、福岡県、福岡市等において、改めてその関与物件の調査が行なわれており、これまでに761件の関与物件が把握されている。そのうち、調査が進められた約153件において4件の偽装が報告され、他に34件について疑義が指摘されている。

他にも、北海道、千葉県、埼玉県内において、構造計算等に疑義があり、デベロッパーが販売等を中止し、建築主及び特定行政庁等において調査が行われているマンション等がある。

さらに、戸建て住宅においても、東京都内に本社を置く建設・販売業者が、自社が建設・販売(設計は外注)した 681 棟の2階建て木造戸建て住宅において強度不足(壁量の不足)があった旨を、本年6月に公表し、現在、特定行政庁等において違反内容及び補強工事状況の調査が進められている。

これらに加え、国土交通省が指定確認検査機関の建築確認物件から 103 物件を抽出し、構造計算の再計算等を行った結果、これまでに 15 件について原計算に疑義が認められ、これらも含め再度、特定行政庁等において確認作業が続けられている。

さらに過去5年間に建築確認された中高層マンションから無作為に抽出した400件を対象に、現在、構造安全性の再検証が実施されている。

以上のように、偽装や、技術力の不足等に起因する計算の誤りは、姉歯元一級建築士のみならず、他の建築士が構造計算等を行ったものにも及び、それを見過ごした元請け建築士事務所なども含め、多くの建築士において不適切な業務が行われている実態が明らかになっている。

(2) 建築士等関係者に対する処分の実施

調査等により判明した事実に基づき、これまでに、建築士、建築士事務所、建築基準 適合判定資格者及び指定確認検査機関に対して次のような処分が行われている。

- 姉歯一級建築士の免許を取消す (平成 17 年 12 月 7 日) とともに、千葉県により姉歯 建築士事務所の登録取消処分が行われた (同年 12 月 5 日)。
- 元請け建築士等 23 名について、免許取消又は業務停止の処分が行われた (平成 18 年 1 月 24 日、3 月 6 日及び 4 月 25 日)。これを受けて、東京都、福岡県、静岡県及び神奈川県によりそれぞれ元請け建築士事務所に対する登録取消又は事務所閉鎖の処分が行われた (同年 2 月 9 日、3 月 23 日、4 月 13 日、5 月 17 日、5 月 31 日、6 月 7 日及び 7 月 14 日)。
- 北海道により、浅沼二級建築士に対する免許取消の処分が行われた (平成18年7月 20日)。
- 建築基準適合判定資格者 18 名について、登録の消除又は業務禁止の処分が行われた (平成 18 年 5 月 24 日)。
- 指定確認検査機関4機関について、指定の取消(イーホームズ㈱)、業務停止処分(日本ERI㈱)及び監督命令(㈱東日本住宅評価センター、ビューローベリタスジャパン㈱)が行われた(平成18年5月29日)。

(参考) 建築士、建築基準適合判定資格者及び指定確認検査機関の処分事由と内容

○ 一級建築士の処分事由と処分内容

処分事由	処分内容
設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を 行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出さ せた。また、構造計算書に偽装が見られる不適切な設計を行った。	免許取消(姉歯元一級建築士)
設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させた。	免許取消(8名)、業務停止12月(2 名)、業務停止6月(4名)
設計及び工事監理を行う意思がないにもかかわらず、建築確認申 請書の設計者欄及び工事監理者欄並びに設計図書に自己の建築 士としての名義を記載する事を了承した。	免許取消(2名)、業務停止10月(1 名)、業務停止5月(1名)、業務停止 2月(1名)
他の建築士の名義を無断で借用し、確認申請及び設計図書に他の建築士の名義を記名及び押印させた。また、事務所の開設者として実質的な管理建築士を置かず、管理建築士変更の届出もしていなかった。	免許取消(1名)
設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を 行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出さ せた。また、管理建築士としての業務を履行しなかった。	業務停止7月(1名)
構造計算書に偽装が見られる不適切な設計を行った。	業務停止1月(2名)

○ 建築基準適合判定資格者の処分事由と処分内容

処分事由	処分内容	
建築基準法令に定める構造基準に適合しない建築計画を看過し、	登録消除(2名)、業務禁止6月(2	
確認済証を交付させ、それにより耐震性等の不足する構造上危険な	名)、業務禁止4月(1名)、業務禁止	
建築物を現出させた。	3月(6名)、業務禁止2月(4名)	
建築基準法令に定める構造基準に適合しない建築計画を看過し、	業務禁止11月(1名)、業務禁止3月	
確認済証を交付させた。	(1名)、業務禁止1月(1名)	

○ 指定確認検査機関の処分事由と処分内容

	処分事由	処分内容
イーホームズ㈱	確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し、重大な過失等により構造計算書の偽装を看過し、それにより構造上大きな問題のある建築物を現出させた。	指定の取消し
日本ERI㈱	確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し、過失により構造計算書の偽装を看過し、それにより構造上大きな問題のある建築物を現出させた。	500 ㎡超の建築物の確認検査について、平成 18 年 6 月 13 日から 3 ヵ月間の業務停止命令
㈱東日本住宅評 価センター	確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し、過失により構造計算書の偽装を看過し、それにより構造上大きな問題のある建築物を現出させた。	◇ 監督命令① 業務改善計画の提出(平成18年6月12日まで)② 業務の実施に関する定期的な報告国土交通大臣が指示するまでの間、業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況について、翌月末までに報告すること。
ビューローベリ タスジャパン(株)	確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し、過失により構造計算書の偽装を看過した。	◇ 監督命令① 業務改善計画の提出(平成18年6月12日まで)② 業務の実施に関する定期的な報告国土交通大臣が指示するまでの間、業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況について、翌月末までに報告すること。